

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 需 要 場 所 千葉県市原土木事務所庁舎
千葉県市原市八幡海岸通1969番地
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 電気方式等

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 電気方式 | 交流三相3線式 |
| 2 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| 3 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| 4 標準周波数 | 50ヘルツ |
| 5 受電方式 | 1回線受電 |
| 6 自家発電設備 | あり（非常用、系統連係なし） |
| 7 蓄 熱 槽 | なし |

(2) 予定契約電力

27キロワット

（ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。なお、最大需要電力が500キロワット以上となるときは、甲乙協議の上、契約電力を変更する。）

(3) 予定使用電力量

80,000キロワット時

（月別の予定使用電力量は、別紙のとおり）

(4) 契約期間

平成31年4月1日午前0時から平成32年3月31日午後12時まで

(5) 電力量等の検針

- | | |
|-----------|--|
| 自動検針装置 | 有 |
| 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針 |
| 計量器の構成 | GE富士電機メーター製
変成器付 複合計器（時間帯別・普通級）
三相3線式 110V 5A 50Hz
型 式 FM3E14-R
計 器 定 数 1,000パルス／キロワット秒
1,000パルス／キロバール秒
パルス定数 50,000パルス／キロワット時 |

(6) 需給地点

需要場所における千葉県が施設した第1号柱上の千葉県の引込口配線と東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需要場所における千葉県が施設した第1号柱上の千葉県の引込口配線と東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線との接続点

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

3. その他

(1) フリッカー発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

(2) 非常用自家発電設備（12kVA、1台）を有している。

(3) 各月における時間帯別使用電力量を翌月初旬に提供すること。

(4) 予備電源及び予備線の有無

予備電源・・・無

予 備 線・・・無

(5) 電気料金請求及び支払い方法

電気料金は、請求書（紙）により請求するものとし、支払いは請求者の指定する口座に振り込むこととする。

(6) 消費税率の変更について

資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）の変更により、契約単価に変更が生じる部分については、後日、変更契約を締結する予定である。このため、契約希望金額の算出に当たっては、実際に適用される見込みの消費税率にかかわらず、この課税取引の全体に消費税率8パーセントが適用されるものとして算出すること。

月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年	月	予定使用電力量
平成31年	4月分	6,000
平成31年	5月分	5,000
平成31年	6月分	5,000
平成31年	7月分	7,000
平成31年	8月分	9,000
平成31年	9月分	8,000
平成31年	10月分	7,000
平成31年	11月分	5,000
平成31年	12月分	6,000
平成32年	1月分	7,000
平成32年	2月分	8,000
平成32年	3月分	7,000
計		80,000